

令和6年9月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和6年9月20日(金) 午前8時58分～9時46分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	簗本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	17 件	田 畑	19,693 3,990	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田 畑	261 704	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	3 件	田 畑	1,074	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	49	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	16 件	田 畑	30,191 2,692	m ² m ²
報告第 1 号	合意解約	7 件	田 畑	7,033	m ² m ²

令和6年9月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の時間より少し早いですが委員の皆様お集りなので、只今より9月の定例会を開催いたします。

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案までの合計39件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。併せて、傍聴人の方が1名おられますことも報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶)

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を5番 山下委員さんと6番 本条委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、8番 猪熊委員さん、10番 土井委員さん、11番 高市委員さんと私で、昨日19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」17件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請17件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、

1番、・・・、面積188㎡外3筆 計1,502㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 746.91㎡

取得後の営農計画 野菜と果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック1台、農舎45㎡。

農作業歴 30年、年間の農業従事日数 150日、通作距離 徒歩5分圏内。

2番、・・・、面積1,011㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 13,500 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 1 台。

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 150 日程、通作距離 車で 5 分。

3 番、・・・、面積 505 m²外 1 筆 計 1,105 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 社会福祉事業の障害福祉サービスを目的とした取得

取得後の営農計画 野菜の販売および自家消費

申請者は農地所有適格法人ではありませんが、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人においては農地等の取得が可能となっております。この場合、法第 3 条第 2 項の規定の内、全部効率利用要件、農地所有適格法人の要件、農作業常時従事要件は適用外となります。

4 番、・・・、面積 1,613 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 3,483 m²

取得後の営農計画 野菜と果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 1 台。

農作業歴 60 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 2 分。

5 番、・・・、面積 1,815 m²外 1 筆 計 2,793 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 90,720 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各 10 台、トラック 20 台、農舎 1,000 m²。

農作業歴 15 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

6 番、・・・、面積 845 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 66,857.21 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1 台、トラック 3 台。

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 5 分。

7 番、・・・、面積 181 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 手作業によるためなし。

農作業歴 0 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 40 分。

農作業歴はありませんが、両親とともに家庭菜園を行っていく予定です。通作距離について、居住は市外ですが、車で 40 分となっており、また実家が申請地付近であり、将来的には申請地付近に居住する予定であるとのことで、通作可能と判断いたします。

8 番、・・・、面積 145 m²。【議案読み上げ】

契約内容 無償での譲渡としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜と果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック 1 台。

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 50 日、通作距離 徒歩 1 分圏内。

年間従事日数は 50 日程ですが、世帯員に従事人数 200 日程度の者がおります。

9 番、・・・、面積 55 m²外 5 筆 計 358 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園による取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 勤務先の農園から借りる予定。

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 10 分。

10 番、・・・、面積 1,012 m²外 2 筆 計 2,762 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 60,281.62 m²

取得後の営農計画 野菜と果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 8 台、コンバイン 1 台、田植機 2 台、農舎 500 m²。

農作業歴 5 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 3 分。

11 番から 13 番の譲渡人は同じ方となっております。譲渡人は経営縮小を考えていたため今回の申請に至り、3 件とも有償での売買としての申請となっております。

11 番、・・・、面積 278 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし。

農作業歴 0 年、年間の農業従事日数 150 日程、通作距離 車で 20～30 分。

所有農地、農作業歴はありませんが、農家の知人がおりアドバイスをもらいながら耕作していく予定です。

12 番、・・・、面積 2,032 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 18,322 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、トラックが各 10 台、農舎が 700 m²。

農作業歴 40 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

13 番、・・・、面積 1,047 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 66,857.21 m²

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1 台、トラック 3 台、農舎 300 m²。

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 150 日、通作距離 車で 2 分。

14 番と 15 番の譲渡人は同じ方となっております。譲渡人は労働力不足を感じて申請に至り、有償での売買となっております。

14 番、・・・、面積 1,036 m²外 2 筆 計 3,026 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 48,148.29 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機が各 3 台、トラックが各 5 台。

農作業歴 20 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

15 番、・・・、面積 1,502 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 25,207 m²

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、田植機、トラックが各 1 台、農舎 300 m²。

農作業歴 50 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

16 番、・・・、面積 1,020 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 0 m²

取得後の営農計画 野菜・果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 なし。

農作業歴 10 年、年間の農業従事日数 200 日、通作距離 車で 30 分。

譲受人は市外に居住しておりますが、申請地付近で父が代表を務める会社に勤めており、実際は親子ともに会社に寝泊まりすることもしばしばある状況です。また、親子で実家の所有する農地や会社が所有する土地で家庭菜園をしていた経験があり、父も一緒に耕作する予定です。通作距離は勤務地からは徒歩 1 分圏内です。

17 番、・・・、面積 1,500 m²外 2 筆 計 2,495 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 0 m²

所有農地はありませんが、親族の所有する農地で耕作しております。

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラック 1 台、噴霧器 2 台。

農作業歴 25 年、年間の農業従事日数 300 日、通作距離 車で 5 分。

本日の案件 17 件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」17 件のうち、5 番については木下委員さん、7 番に関しては三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、5 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、7 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

7 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 続いて、5 番と 7 番を除く 1 番から 17 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

原委員 1 番のうち 1 筆は宅地だったみたいなんですよ。今まで家が建っていたが、先日除いたんですよ。登記は田んぼのまま変えていなかったんですね。

会長職務代理 よくあるんですよ。

本条委員 3 番の社会福祉法人が取得する場合、農地にしなくてもいいのか、要するに地目変更しなければならないのか。

事務局書記 現状、地目は田で耕作できる状態になっています。

本条委員 耕作を継続しなければならないのか、社会福祉法人であればそのような要件がないのか。

事務局書記 農地としては利用いただくようになります。

(委員による審議)

各委員 **【異議なし】** の声あり

会長職務代理 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 476 m²外 1 筆 計 704 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無

住宅及び納屋の一部として利用しているため、始末書の提出があります。

転用目的 住宅拡張

申請理由

昭和 34 年頃から住宅拡張用地として利用しており、現在に至っています。先日、地籍調査担当者より申請地部分が農地であることを指摘され、違法な状態を解消したいと考え申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため枘を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、南側道路内の排水管へ放流します。新たな造成はありません。

2 番、・・・、面積 261 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無

住宅の一部として利用しているため、始末書の提出があります。

転用目的 住宅拡張

申請理由

昭和 31 年頃から住宅拡張用地として利用しており、現在に至っていることから、それを解消するための申請になります。

農地の区分

周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

申請地は、雨水はため枘を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ放流します。新たな造成はありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 1 番についてお聞きしますが、地籍調査の云々ということだったんですけど、この土地は地籍調査の対象地だったんですか。

事務局書記 対象地になっております。

三木委員 地籍調査の中で今まで地目変更をやってきた分があるんだけど、これができない理由はあるんですか。

事務局書記 地籍調査の担当に確認したところ、ここの地目変更というのが来年以降になるそうなんです。今回、申請者の方は今後も市内で営農を続けていきたいということで、場合によっては 3 条等で農地を取得する場合が考えられるんですけど、その際に無断転用があると当然 3 条の許可は認められない状態になりますので、今回地籍調査によって地目変更される前に自ら無断を解消するという事で申請に至っております。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

各委員

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案 1 番については現地調査を実施しておりますので、8 番 猪熊 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

猪熊委員 それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 393 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 貸事務所、駐車場

申請理由

申請者は、造園工事会社の役員をしており、夫が会社代表を務めています。

その会社の業務量の増加に伴い、現在の会社では手狭となり事務所の増築を計画しました。検討した結果、会社の南側に父が所有する土地は、市道が間にありますが会社の目の前のため、事業を効率的に行えると判断しました。会社役員の申請者が転用事業者となり、夫が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 平成 16 年に基盤整備促進事業の区画整理を受けた第 1 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

会社事務所の前の駐車場として利用するのに適当であるかなと推測されました。

ありがとうございました。

会長職務代理

ただいま猪熊委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足がありましたら他の2件とあわせて事務局から説明をお願いします。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

1番につきましては、先ほどの猪熊委員さんのご説明どおりで、少し補足いたします。申請地は、北側が7m幅の「□□（道路名称）」、南側が「□□（道路名称）」に接している三角地になります。そのため周辺農地への影響は少ないと思われます。また、5戸以上の家屋の集落に接続しているため、1種農地の例外的な許可に該当します。排水計画は、雨水はため桝を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ放流します。造成は、平成21年頃より会社の一部として使用しており造成済で、コンクリート擁壁を設置済です。そのため、無断転用の始末書提出があります。

2番、・・・、面積149㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、申請地の近くの実家に居住しています。手狭なことと将来の両親の世話を考慮して、実家近くで住宅を計画したところ、隣の土地所有者との話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、既設の排水管を経由して北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。一部無断転用があり、始末書の提出があります。

3番、・・・、面積240㎡外1筆 計532㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由

譲受人は、浄化槽の設計施行等を行う法人です。事業拡大により事務所の近くで

資材置場を探していました。申請地は事務所からは約 50m で接道の幅員も広く効率的に事業が行えると考え、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました却情報を得て検討したところ、申請地及び、その隣接する宅地も併せて利用することにより事業の効率化が図れるため、土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分

周辺の状況から 2 種農地に該当および、都市計画法により用途が第 2 種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、自然浸透で汚水の発生はありません。造成計画は、表層部を採石にて盛土、整地を行い、擁壁は既存を使用します。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

猪熊委員さんと事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

各委員

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件につきまして原案どおり承認し、うち 2 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、1 番の案件につきましては、申請地が第 1 種農地ということで、9 月 27 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」1 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、10 番 土井 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

土井委員

それでは、第 4 号議案「非農地証明願」1 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 49 m²。【議案読み上げ】

申請理由

新しい住宅街から旧住宅街になる境ぐらいで、舗装もされている。昔農道であった境界も見当たらず、完全な道路になっていました。農道の境目というのがわからない状態でした。

ありがとうございました。

会長職務代理

ただいま土井委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を

求めます。

事務局書記

第4号議案「非農地証明願」1件については先ほどの土井委員さんのご説明通りとなります。補足説明をいたします。現在、申請地は確かに住宅街の道路の一部となっております。以前、農道として利用していたことの根拠といたしまして、法務局の土地台帳の写しと国土地理院の航空写真の提出がありました。確認すると、分筆後も周辺が農地として利用されていたことから、農道の拡幅として当時利用されていたと判断しました。

以上のことから、1番については「農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するため問題ないと判断しております。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

土井委員さんと事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

こういうケース、けっこう市内多いですね。

会長職務代理

市内だけにかかわらずですね。

本条委員

道路を拡幅するときに拋出してもらって拡幅してるんだけど、昔はその時に拋出する側が登記をしなさいという話だったみたいで、しているところもあるし、していないところがあるし。何かあったときにしないといけなくなり、こういう話になるのかなと思う。

会長職務代理

林田の場合は地籍調査されていないところは放っておく傾向にある。地籍調査されれば分筆など全部してくれるから。ところが地籍調査される前に売買する場合にはしておかないといけない。という話で、今後も地籍調査がされていないところも言うところは言うようにしていかないと、なかなか地籍調査も進まないのかなと思います。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

各委員

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」16件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」16件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が9件、更新が4件、再設定が3件で、そのうち農地機構を通じた貸借が15件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 16 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」16 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

各委員

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」16 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

会長職務代理

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」7 件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」7 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,200 m²外 1 筆 計 1,398 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

2 番、・・・、面積 3.85 m²外 2 筆 計 24.85 m²。【議案読み上げ】

解約理由 3 筆とも地籍調査の際に農地の一部が道路に取り込まれていることが判明したことによる解約。

備考 利用権 賃借権の解消

3 番、・・・、面積 640 m²。【議案読み上げ】

解約理由 貸付人の都合

備考 利用権 賃借権の解消

4 番、・・・、面積 1,024 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

5 番、・・・、面積 2,032 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消、第 1 号議案 12 番関連

6 番、・・・、面積 1,047 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消、第 1 号議案 13 番関連

7 番、・・・、面積 892 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消、第 6 号議案 13 番関連

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」7 件について、なにかご質問はありませんか。

会長職務代理

(委員による確認)

【なし】の声あり

各委員

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」7 件を受理し、処理してまいります。

会長職務代理

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 9 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 46 分終了